

令和7年度川崎市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
に関するキャンセルポリシー【令和8年1月利用分から】

1. 実施施設への利用予約が完了した時点より当キャンセルポリシーの対象となります。
2. 利用日を変更したい場合は、利用予約をした施設の定める方法でのお手続きが必要です。
※施設ごとに電話連絡で受け付ける方法やシステム上でのキャンセル入力で受け付ける方法とする等、利用予約のキャンセル方法や締切期日等が異なりますので、あらかじめご確認ください。
3. 以下の場合にはご利用をお控えいただくとともに、利用のキャンセルについて、できるだけ速やかに利用予約をした施設の定める方法でお手続きをお願いいたします。

- ・ 利用日前日まで発熱があった場合
- ・ 利用日当日に発熱がある場合
- ・ ご家族が感染症にかかっている場合
- ・ 発熱はなくても体調の崩れが見られる場合

4. 利用の無断キャンセルは、施設や他の利用者の迷惑となりますので、控えてください。
5. 利用の無断キャンセルや度重なる予約変更等をされた場合には、利用をお断りする場合があります。
6. 利用の無断キャンセルの場合、利用があったものとみなし、施設への利用料のお支払いが必要です（予約時間どおりに利用時間枠が消化されます）。なお、キャンセルにおける利用料や利用時間の取り扱いについては、以下の表のとおりです。

	利用日の前日（★）以前に キャンセル連絡をした場合	利用日の当日以降に キャンセル連絡をした場合	無断キャンセル の場合
利用料	発生しない （無料）	予約時間にかかる全額が発生 （利用があったものとみなす）	
利用時間	増減なし （利用時間枠は消化されない）	予約時間分を減算 （利用時間枠が消化される）	

★利用日の前日におけるキャンセル連絡の受付時刻については、各施設にお問合せください。

- ※1 利用者からのキャンセル連絡を施設が確認したことをもって、キャンセル成立となります。総合支援システムからのキャンセル手続き後の自動送信メールの段階では、施設は未確認のためキャンセル成立前になります。キャンセルについては、必ず施設の指定の方法で連絡をしてください。
- ※2 「利用日の前日」について、施設ごとに次のいずれかの取扱いになります。ご利用される施設に確認の上、予約管理をお願いいたします。

①通常保育を含む施設の開所日のうち、利用日の1営業日前のことを指す場合

②利用日の前日を指す場合

①通常保育を含む施設の開所日のうち、利用日の1営業日前のことを指す場合

(具体例)

月曜日～金曜日に開所している施設で、利用日が月曜日の場合 ⇒前日は「前週の金曜日」

月曜日～土曜日に開所している施設で、利用日が月曜日の場合 ⇒前日は「前週の土曜日」

月曜日～土曜日に開所している施設で、月曜日が祝日、利用日がその翌日の火曜日の場合
⇒前日は「前週の土曜日」

→前週の最後の開所日までにキャンセルのお手続きがないと、当日キャンセル扱いとなります。

②利用日の前日を指す場合

(具体例)

月曜日～金曜日に開所している施設で、利用日が月曜日の場合 ⇒前日は「前週の日曜日」

→利用日の前日(例での日曜日)までにキャンセルのお手続きがないと、当日キャンセル扱いとなります。

※3 利用予約をした施設の定める方法によらず利用のキャンセルをした場合は、無断キャンセルと同様に利用があったものとみなし、施設への利用料のお支払いが必要となる場合があります(予約時間どおりに利用時間枠が消化されたものと扱われる場合があります)。

この結果、実質10時間を超える利用となった場合は、最大一時間あたり1,600円程度の料金を施設から徴収されることとなりますので、ご注意ください。